

退職金定期預金

浪漫

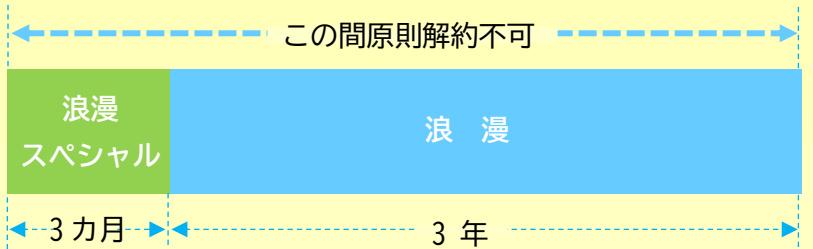
ロマ
ン

スペシャル



満期後は自動的に「浪漫」に切り替わります

【イメージ図】



3か月分の利息のみ受取

元金と3年分の利息受取

預入額

1口
100万円
～
3,000万円

取引条件あり

■年金受取口座を当金庫へご指定の方
またはご予約の方

取引条件なし

■左記以外の方

3か月
6か月
年 1.55% (税引前)

3か月
年 1.21% (税引前)

※今後の市場環境によっては適用金利を変更することがあります。※上記の適用金利は、初回預入期間のみの適用です。

ご利用いただける方

ご退職を迎えられた個人の方で
当金庫営業エリアにお住いの方

お預入れ資金

ご本人がお受取りになる退職金

※お受取りから3ヵ月以内にお預入れください。
※退職金と併せて他の金融機関からお預け替え
いただいたご預金も対象となります。

お取扱期間

令和6年3月1日～
令和7年2月28日

※ただし、市場環境等によっては取扱いを中止
することがあります。

令和6年3月1日現在

★中央しんきんでは、年金請求手続きをお手伝いさせていただきます。窓口または営業担当者にお申し付けください。



退職金専用金利上乘せ定期預金「浪漫スペシャル」商品概要説明書

退職金専用金利上乘せ定期預金「浪漫スペシャル」は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなりますので、「預金規定集」にてご確認ください。なお、当金庫では各種規定を電子化し窓口での配布を終了しております。各種規定については<https://www.shimanechuuou.co.jp/association/regulation.html>にてご覧いただけます。

令和6年3月1日現在

商品名	退職金専用金利上乘せ定期預金「浪漫スペシャル」	
取扱期間	令和6年3月1日(金)～令和7年2月28日(金)	
ご利用いただける方	ご退職を迎えられた個人のお客様 ※退職金のお受取りから3か月以内にお預入れいただくことが条件となります。 ※3か月または6か月(セレクト1のみ)後の満期日以降に「浪漫」(1年または2年または3年)にお預入れいただくことが条件となります。 ※退職金に加えて他の金融機関からお預け替えいただいた資金も対象となります。	
基本商品	スーパー定期・スーパー定期 300・大口定期	
預入期間	3か月・6か月(単利型) ※ただし、6か月のお預入れは下記「セレクト1」記載のいずれかのお取引をされているお客様に限り、定型方式の自動継続(元金継続または元利金継続)に限り、適用いたします。	
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただけます。
	預入金額	100万円以上3,000万円以内
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以降「浪漫」(1年または2年または3年)に自動的に預け替えを行います。	
利息	適用金利	新規預入初回特別金利(初回預入期間のみ対象となります) ●セレクト1 下記のいずれかのお取引をされているお客様 ●年金受取口座を当金庫にご指定いただいた方 ●3か月 年1.55% ●年金お受取りご予約サービスをお申込みの方 ●6か月 年1.55% ※ご予約は満55歳以上の方を対象とさせていただきます。
		●セレクト2 ●上記以外のお客様 ●3か月 年1.21%
		※ご注意：今後の市場環境等によっては適用金利を変更する場合があります。
	利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。マル優をご利用いただけます。	
満期後の商品	満期日以降「浪漫」(1年または3年)に自動的に預け替えを行います。	
中途解約時のお取扱い	この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認められた場合は原則窓口にて受付します。満期日前の中途解約時には、解約時における普通預金利率を適用いたします。	
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までのその利息が保護されます。)	
手数料	不要	
その他重要事項	総合口座のお取扱いはできません。	
苦情処理措置 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室(9時～17時、☎0853-20-1000)までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、☎03-3517-5825)までお申し出ください。	

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。

